

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社C店に雇用され、現場監督として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月からD所在の住宅新築工事の現場監督として業務に従事していたが、平成〇年〇月初旬頃から、建築躯体の東側に位置する石階段を1日当たり30回以上昇り降りするようになり、同年〇月初旬頃から右膝の痛みを自覚し始めたとしている。請求人は、同月末頃まで石段の昇り降りを継続する中で痛みが増悪し、しばらく様子をうかがっていたものの、治らないことから、同年〇月〇日Eクリニックに受診し「右膝内障、右膝半月板損傷」と診断され、さらに同年〇月〇日F病院に受診し「右膝内側半月板損傷」と診断された。

請求人は、上記傷病は、石段の昇降を中心に足に継続的に負担がかかり発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人の請求の趣旨は、重量物の運搬という日常的な下肢への負荷と比較すると格段に高い負荷を業務によってかけていることから、仮に加齢による変化があったとしても、業務上の傷病である、と主張しているものと推認される。請求人は、同主張の理由として、請求人の傷病は、一般的には捻る・振る等の動作が伴うものと認識するも、重量物を運搬することによる踏ん張りでは絶対にならないのかを調査して欲しいと述べている。

そこで検討すると、まず、労災保険法による保険給付を行う業務上の事由による傷病であると認められるためには、業務が発症原因を形成し、その発症原因が傷病を形成したことにそれぞれ相対的に有力な役割を果たしたと医学的に認められることが必要となる。請求人の場合、階段の昇降や重量物の運搬といった日常生活上の動作が右膝半月板損傷を生じさせたという主張であり、業務により日常生活上の当該動作の頻度及び負荷が高くなっていたとしても、当該傷病の部位及び加齢による変化の可能性を勘案すると、業務が請求人の傷病の発症原因を形成したとは判断し得ないものである。

この点、G医師やH医師も、請求人の傷病について、それぞれ意見書で業務との因果関係について否定はしないとしているものの、証明はできないと述べており、また、I医師は、意見書で医学的機序からみて、業務が傷病の原因になった

と認めることはできないと述べており、当審査会としても、請求人に発症した傷病が業務によって生じたものと医学的に認められるとは判断できない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。